

# 農村景観の維持活用の現状把握 — 活動組織の成り立ちと活動内容 —

後藤裕一・高萩勇雄\*・星 泰彦\*\*

(福島県農業総合センター・\*福島県農林水産部農地管理課・\*\*福島県南会津農林事務所)

The Present Grasp of Maintenance and Utilization of Rural Landscape

— History and Activity Substantance of Activity Organization —

Yuuichi GOTOH, Isao TAKAHAGI \* and Yasuhiko HOSHI \*\*

(Fukushima Agricultural Technology Centre, \* Farmland Management Division, Fukushima Prefecture Agriculture, Forestry & Fishery Department, \*\* Minami-Aizu Agriculture and Forestry Office)

## 1 はじめに

近年、「農地・水・環境保全向上対策」等、地域の景観保全活動への支援施策が整えられてきているのに伴い、農村景観に対する地域住民の意識が高まり、景観の維持・向上活動に取り組む地域も増えてきている。

ここでは、福島県内の景観保全活動を行っている中山間地域の集落を調査対象として、景観の維持・活用についての現状把握とその分析を行い、今後の行政の支援について考察を行ったので報告する。

## 2 調査方法

### (1) 調査地区

田村市M地区、いわき市N地区、南会津町T地区、須賀川市S地区、鮫川村I地区

### (2) 調査方法

活動組織代表者及び関係市町村担当者への聞き取り調査

## 3 調査結果

(1) 基盤整備等制度の活用を契機に正式な活動組織を立ち上げている(表1)。

(2) 活動は、営農に関わる用排水路・農道等の草刈り、景観向上のための植栽や地域内他団体と連携した外部向けイベント等を行っている。また、営農を地域景観維持・発展させる手段の基本とし、個人で管理できない農地については、地域・組織で管理する仕組みを整えている(表2)。

(3) 効果としては、都市部や地域外の組織等との連携や地域住民同士の交流・連携がこれまで以上に深まったことなどをあげている。課題としては、景観作物の適切な栽培方法の知識不足、共同活動で使用している農業機械の燃料代負担や不在地主の耕作放棄されていた水田の畦畔維持の困難性をあげており、制度継続に対しても不安感を持っている。また、組織立ち上げ時の地域の将来ビジョンの明確化、及び、その共有化の成功如何がその後の組織運営の成功のポイントとなっており、行政機関等は、その支援(ビジョン策定方法、先進地の情報提供等)をしっかりと行う必要がある(表3)。

(4) 市町村等行政機関との連携を密にし、事業・制度の情報を得よう常に心がけ、地域に役立つ事業・制度があれば積極的に活用している(表4)。

※ここでいう農村景観とは、農業生産に関わる農地・農業用施設(水路・農道等)と居住区域である集落が醸し出すけしき、及び、それらに加えそれらに連なる山林(人工林も含む)等自然空間も含むけしきをいう。

## 4 まとめ

以上の結果を踏まえ、行政としての活動組織に対する支援の留意点について以下にまとめる。

### (1) 地域の将来ビジョン策定への支援

地域の将来ビジョンの明確化は、導入する事業・制度の必要性を明確にするとともに、不必要な事業・制度を導入しなくなる(=無駄な支出がなくなる)メリットがあるため、ワークショップの運営方法や先進地の情報提供等の支援が必要となる。

また、将来ビジョン策定にあたっては、子供達を参加させるなどし、子供達の地域参加を促すことにより、地域活動の将来的な担い手の育成にもつながるものと思われる。

### (2) 不在地主との連絡調整への支援

地域に不在地主の連絡先を各地にある市町村人会等を通じて調べる場合、個人情報保護法の施行により、不在地主の連絡先を地域役員が直接調べることは難しくなっている。

そのため、地元役員が直接不在地主と交渉できるように、当初、行政が不在地主との連絡調整を行うことが必要になってくるものと思われる。

### (3) 景観作物等の栽培技術の支援

農家は、穀物・野菜等の栽培技術には長けているが、景観作物の栽培技術の知識は、不足している場合がある。また、「農地・水・環境保全向上対策」の実施組織では、景観向上や農作業の将来的な軽労化を目的として法面にグラウンドカバープランツを植栽する組織もあり、それらの栽培技術の情報提供に対するニーズは高まるものと思われる。

### (4) 組織継続の仕組みづくりへの支援

今回調査した活動組織は、「中山間地域等直接支払制度」や「農地・水・環境保全向上対策」等の制度を活用しているが、これらの制度継続が保証されているわけではないため、制度継続の有無にかかわらず活動組織が存続するような仕組みづくりへの支援が必要である。

例えば、イベントや直売所等での収益金の一部を積み立てるなどし、活動資金に充てることも考えられる。

また、制度の存続・廃止・改定にあたっては、評価基準を公開し、明確にしたうえで評価し、制度の存続・廃止・改定を決定すべきである。

表1 調査地区の概要

調査対象	M保全会	N地区資源保全隊	Tふるさとづくり会	S転作組合※	I集落
市町村	田村市 (旧大越町)	いわき市	南会津町 (旧館岩村)	須賀川市 (旧長沼町)	鮫川村
対象農地面積 (ha)	田 34 畑 25 計 59	54 4 58	5 3 8	16 2 18	17 0 17
関係者	農業者 51 非農業者 51 団体 7	62 135 8	11 1 3	3	16 5
活動開始年度	平成10年度	平成13年度	平成14年度	平成2年度	平成12年度
活動の動機	基盤整備をきっかけに転作と遊休農地解消を目的として、景観向上を図るために「なたね」を地域内4反歩に播種したのが始まり。	大字として、年2回の草刈りや水路の泥上げ及びゴミ拾い等の環境美化に取り組んでいたが、基盤整備完了をきっかけに土地持ち非農家の増大、高齢化の進行により農業者のみによる維持が困難となったため。	全戸数11戸の小さな集落で、集落周りの田畑を大事にする意識が強かった。平成11年度から始まった基盤整備をきっかけに全戸参加の営農組合を立ち上げ集落・耕地の景観向上活動に取り組むことになった。	基盤整備をきっかけに米の生産調整の円滑な実施のため「下江花大豆生産組合」として平成2年度に発足し、構成員の高齢化などから平成7年度に現在の組織に改編した。その後、地域の耕作放棄地の解消を図るため導入したなたね・ソバの収穫作業を受託するなど活動を拡大した。	耕作放棄地の増加等により集落周辺の景観が荒れてきて何とかしたいと考えていた時、中山間地域等直接支払制度の創設に伴い、組織を立ち上げ、景観向上活動にも取り組んでいる。

※ S転作組合の対象農地面積は、大豆の栽培面積である。

表2 活動内容と行政機関等の支援の留意点

調査対象	M保全会	N地区資源保全隊	Tふるさとづくり会	S転作組合	I集落
施設の維持管理	○	○	○		○
景観活動	○	○	○	○※1	○
生き物調査	○	○			
生き物の放流		○			
外来種の駆除	○				
他団体等との交流	○	○	○		
イベントの実施※2	○	○			○
組織の立ち上げ時の行政機関等の支援の留意点	①構成団体の役割の明確化、及び、ビジョンの共有化。	①耕作者以外が農業用施設を維持管理することに対する地域の人たちの理解。 ②地域の将来ビジョンの明確化・具体化、及び、共有化。	①他事業における異議申立者への対応。	①地域の将来ビジョンの明確化・具体化、及び、共有化。 ②農業機械の導入支援制度の情報提供。 ③導入作物の種類・栽培技術の説明。	①地域の将来ビジョンの明確化・具体化、及び、共有化。

※1 遊休農地対策で栽培を始めたなたね・ソバが地域の景観向上につながっている。

※2 M保全会・N地区資源保全隊は、地域外の人を対象としており、I集落は、地域内の懇親会（世代間交流）である。

表3 活動の効果と課題等

調査対象	M保全会	N地区資源保全隊	Tふるさとづくり会	S転作組合	I集落
活動の効果	プロの音楽グループが活動趣旨に賛同してくれ、イベント時での集客効果がある。	子供会、婦人会、老人会などの団体と一緒に活動しており、地域住民の交流が深まった。	国道352号沿いに集落があることから尾瀬への観光客が立ち寄るようになった。	①耕作放棄地の防止につながっている。 ②米の生産調整が円滑に進められている。 ③地域の特産品の生産に貢献している。	①集落内のコミュニケーションが良くなった。 ②肥料の共同購入も始まった。 ③地域の特産品の生産に貢献している。
活動上の課題等	①景観作物（ひまわり、コスモス等）の適切な栽培方法	①草刈り機の燃料代は個人負担となっている。	①草刈り機の燃料代等の捻出。 ②活動の後継者育成。	①燃料代の高騰。 ②大型農業機械導入の助成制度継続の有無。	①耕作放棄地だったほ場が狭小。 ②耕作放棄地だった水田畦畔の形状維持が困難。 ③中山間地域等直接支払制度継続の有無。 ④活動拠点となる施設（集会所）がない（現在借りている育苗施設が老朽化している）。

表4 活用している主な制度等

	M保全会	N地区資源保全隊	Tふるさとづくり会	S転作組合	I集落
ほ場の整備	○	○	○	○	
中山間地域等直接支払		○			○
農地・水・環境保全対策	○	○	※1	○※2	
農業機械の助成制度	○	○	○	○	○※3

※1 調査した平成18年度にはモデル地区として制度を活用しており、組織は存続している。

※2 S転作組合のある地域で制度を活用している。

※3 ”まめで達者な村づくり”に関連して豆の脱穀機を鮫川村全体で共用している（村単）。